

令和6年第3回  
利根町議会定例会会議録 第1号

令和6年9月2日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	山崎敬子君	7番	船川京子君
2番	本谷孝君	8番	井原正光君
3番	佐藤眞一君	9番	五十嵐辰雄君
4番	峯山典明君	10番	山崎誠一郎君
6番	新井邦弘君	11番	大越勇一君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	中村寛之君
政 策 企 画 課	長	布袋哲朗君
財 政 課	長	木村宜孝君
防 災 危 機 管 理 課	長	亀谷英一君
税 務 課	長	鈴木壮君
住 民 課	長	大津聖二君
福 祉 課	長	服部豊君
子 育 て 支 援 課	長	松永重生君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		勝村健君
生 活 環 境 課	長	雑賀正幸君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		松本浩睦君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		飯島弘君
建 設 課	長	大越正博君
ま ち 未 来 創 造 課	長	清水敬子君
会 計 課	長	本谷幸洋君
学 校 教 育 課	長	大越聖之君
生 涯 学 習 課	長	古山栄一君

指 導 課 長 丹 晴 幸 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	宮 本 正 裕
書	記 弓 削 紀 之
書	記 齋 藤 リ マ

1. 会議録署名議員

2 番	本 谷 孝 君
3 番	佐 藤 眞 一 君

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

令和6年9月2日（月曜日）

午前10時開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第2  | 会期の件                                    |
| 日程第3  | 報告第4号 令和5年度利根町一般会計継続費の精算報告について          |
| 日程第4  | 報告第5号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計継続費の精算報告について   |
| 日程第5  | 報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第6  | 議案第47号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第5号）            |
| 日程第7  | 議案第48号 令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）      |
| 日程第8  | 議案第49号 令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）       |
| 日程第9  | 議案第50号 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）        |
| 日程第10 | 議案第51号 令和6年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 日程第11 | 議案第52号 令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第12 | 議案第53号 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第1号）         |
| 日程第13 | 議案第54号 令和5年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件           |
| 日程第14 | 議案第55号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件     |
| 日程第15 | 議案第56号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件    |
| 日程第16 | 議案第57号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件      |

- 日程第17 議案第58号 令和5年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第59号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第60号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第20 議案第61号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧文小学校改修工事）
- 日程第21 議案第62号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧文間小学校改修工事）
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第24 請願第2号 利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願
- 日程第25 休会の件

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第4号
- 日程第4 報告第5号
- 日程第5 報告第6号
- 日程第6 議案第47号
- 日程第7 議案第48号
- 日程第8 議案第49号
- 日程第9 議案第50号
- 日程第10 議案第51号
- 日程第11 議案第52号
- 日程第12 議案第53号
- 日程第13 議案第54号
- 日程第14 議案第55号
- 日程第15 議案第56号
- 日程第16 議案第57号
- 日程第17 議案第58号
- 日程第18 議案第59号
- 日程第19 議案第60号
- 日程第20 議案第61号

- 日程第21 議案第62号  
日程第22 諮問第2号  
日程第23 請願第1号  
日程第24 請願第2号  
日程第25 休会の件

---

午前10時00分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和6年第3回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

請願2件のほか、陳情2件、要請1件を受け付けております。また、監査委員より令和6年4月分から令和6年7月分の現金出納検査の結果報告がありました。

次に、閉会中において、会議規則127条の規定により、1件の議員派遣を行いました。これは、7月30日に群馬県高崎市において開催された「第74回利根川治水同盟治水大会」に2名の議員を派遣したものであります。

それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

---

○議長（大越勇一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により

2番 本谷 孝 議員

3番 佐藤 眞一 議員

を指名いたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの通算17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、タブレットに掲載のとおりです。

---

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり、行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和6年第3回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年の夏は、パリオリンピックが開催され、日本勢の目覚ましい活躍や互いをたたえ合う姿、団結力など、スポーツのすばらしさを実感しましたが、現在パリパラリンピックが開催されておりますが、オリンピック同様、選手たちの活躍に期待しているところでございます。

一方、今年の夏は「災害級の暑さ」と言われ、かつてない猛暑に見舞われました。厳しい残暑に加え、9月は台風の発生や接近などが多い時期でもあります。昨日、熱帯低気圧に変わった台風10号ですが、各地で記録的な大雨となり、台風から離れた場所でも激しい雨風をもたらしました。当町においては、大きな被害はありませんでしたが、災害はいつ、どこで起きるか分かりません。自らの命、大切な人の命を守るため、日頃から防災意識を高め、災害への備えを確認していただきたいと思っております。町といたしましても、引き続き災害対応力の強化を図ってまいります。

それでは、これまでの主な事業の進捗状況や今後の予定等について申し上げたいと思っております。

7月20日に行われました「第4回TONEどろリンピック」ですが、保健福祉センター南側の休耕田を会場に、町内の小学3年生から6年生までの子供たち33名が参加し、全身泥まみれになりながら「大玉運び走」や「綱引き」を行いました。レクリエーションの後は、特設プールにて、昨年も好評であった「ウナギとアユのつかみ取り体験」を行い、大いに盛り上がりました。自然を感じ、日常では味わえないこの体験は、子供たちにとって夏の楽しい思い出の一つになったのではないかと考えております。

次に、観光協会の事業となりますが、町制施行70周年の記念事業として、7月6日に利根親水公園で「TONE LOTUS FES. 2024」が行われ、また8月18日には「第47回利根町民納涼花火大会」が盛大に開催されました。いずれのイベントも町内外から多くの方々に御来場をいただき大変な盛況でございましたが、特に花火大会につきましては例年の約2倍の花火が打ち上げられたほか、キッチンカーエリアが設けられるなど新たな取組もあり、70周年記念にふさわしいすばらしい花火大会になったと思っております。開催に当たり、猛暑の中、準備を行なっていただいた観光協会の皆様をはじめ、御支援、御協力をいただいた多くの皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

続きまして、地域おこし協力隊についてですが、7月より新たに2名の隊員が加わりま

した。この2名には「空き家コーディネーター」として、空き家などの管理や活用に関する相談会や企画を行っていただきたいと考えております。現在は、モデル事業につながる空き家の所有者との調整を行っている状況であり、町内の空き家・空き地の利活用を新しい目線で事業展開できるよう、今後の活動に期待をしております。

次に、地域公共交通計画策定の進捗状況でございますが、7月10日に地域公共交通活性化協議会において骨子案をお示しし、委員の皆様から御意見をいただきました。

また、住民説明会につきましては、先週、8月31日に布川地区コミュニティセンターと文化センターの2か所で開催し、今月7日には旧文間小学校と生涯学習センターにおいて開催する予定となっております。議員の皆様への説明につきましては、今週、5日の議会終了後に予定をしております。

既に、近隣の龍ヶ崎市、取手市及び我孫子市、交通事業者との意見交換を行っており、今後は茨城県との意見交換も実施し、住民説明会での御意見も含め骨子案の修正を行い、パブリックコメントを経て、最終案をまとめる予定となっております。

次に、防災関係についてです。

内閣府などで防災関係の検討会や審議会の委員を務めている国崎信江氏を講師に迎え、「能登半島地震を教訓とした防災対策」と題した講演会を今月8日利根町文化センターにて開催いたします。昨年の防災講演会も大変反響がありましたので、ぜひ多くの皆様に御参加いただきたいと思います。

また、10月27日には地区と町による防災訓練を行います。今年度の防災訓練は、地震災害を想定した訓練で、自主防災組織では安否確認訓練、炊き出し訓練など、地区の実情に合った訓練を行っていただき、町においては避難所開設、給水活動、消防団等による町内巡回訓練などを行う予定で調整をしております。

防災訓練実施後には、災害協定締結先に御協力いただき、防災啓発を目的とした展示や陸上自衛隊による炊き出しと車両展示、消防、警察による車両の展示を行っていただく、防災フェスティバルの開催を予定しております。災害時には自助・共助・公助の連携が重要になることから、町民の皆様におかれましては防災訓練及び防災フェスティバルにぜひ御参加ください。

次に、町民の皆様との対話を大切にし、その声を町政に反映させる対話型行政を推進するため、11月9日、利根町文化センターにて町政懇談会を開催します。主要事業等の取組状況や町の財政状況について報告した後、町政全般について意見交換を行いたいと思っております。町民の皆様が日頃から感じていることなど、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。

続きまして、今年度は町制施行70周年でございますので、一部ではございますが、今後開催予定の70周年記念事業について報告をいたします。

まず、「第50回利根町町民運動会」ですが、10月13日に利根中学校第1グラウンドにて

開催をします。今回は、町制施行70周年記念の冠事業ということで、70周年にちなんだ記念品の配布を予定しているほか、新たな種目や、昨年同様、ゲストに二所ノ関部屋の所属力士をお迎えし綱引きを行うなど、創意工夫した内容を予定しております。子供から高齢者まで、誰もが気軽に楽しくスポーツに親しむことができる利根町総スポーツ祭として開催いたしますので、多くの皆様の御参加をお待ちしております。

次に、利根町文化センター秋のコンサートですが、町制施行70周年を記念し、「海援隊トーク&ライブ2024 IN 利根」を10月26日に開催いたします。こちらのチケットにつきましては、大変御好評により発売日当日に完売いたしました。チケットをお持ちの方は、心にしみる名曲と愉快でホロリとするトークに、楽しいひとときをお過ごしいただきたいと思います。

次に、今年で16回目を迎える「利根町地場産業フェスティバル」についてです。こちらは、利根町地場産業推進協議会が主催となりますが、今回は町制施行70周年を記念いたしまして、例年にはない特別企画を用意し、11月3日に開催する予定となっております。このフェスティバルは、利根町の農業・工業・商業のPRをするとともに、地元の産業を活性化していくことを目的に開催するもので、町民の皆様が楽しめる催しとなるよう準備をしているとのことです。多くの皆様に御来場いただき、御一緒に盛り上げていただければと思います。

次に、町民カラオケ大会の開催についてです。このカラオケ大会は幅広い方が参加できるイベントであり、「町民の元気」を町の財産としている当町をPRする機会になるのではとの思いから、町民の方より70周年記念事業として提案されたものです。来年1月1日に迎える「町制施行70周年」を盛り上げるイベントになるよう、多くの皆様の御参加をお待ちしております。

以上、これまでの主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、本定例会は決算認定の議会でもありますので、ここで令和5年度の決算状況について申し上げます。

令和5年度の普通会計決算ですが、決算統計ベースで、歳入総額は74億3,960万3,000円、歳出総額は71億4,733万7,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支は2億7,365万1,000円となりました。歳出状況を性質別に見ますと、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は、前年度と比較して2億171万1,000円の増で、全体の42.3%を占めております。一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を表す公債費負担比率につきましても、前年度同じ7.2%、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率につきましても、前年度と比べ0.5ポイント増の90.6%となっています。

次に、財政の健全化を判断する上で大切な指標であります健全化判断比率を見ますと、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、黒字のため算定されませんでした。実質公債費比率につきましても、令和5年度は1.2%で早期健全化基準の25%、財政再生基準の

35%を大きく下回っております。将来負担比率につきましては、将来負担額よりも充当可能財源の額が上回ったため、算定されておられません。

引き続き、事業の優先度を精査し、限られた財源の効率的かつ効果的な活用に努め、健全な財政運営を行っていきたいと考えております。

それでは、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

本定例会におきましては、報告が3件、補正予算が7件、決算認定が7件、契約議案が2件、人事案件が1件の合計20件の御審議をお願いするものであります。

報告第4号は令和5年度利根町一般会計継続費の精算報告についてで、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号は令和5年度利根町公共下水道事業特別会計継続費の精算報告についてで、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

報告第6号は令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

議案第47号は令和6年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ4億2,649万4,000円を追加し、総額を80億4,219万2,000円とし、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債について補正するものでございます。

議案第48号は令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1,048万4,000円を追加し、総額を19億6,769万円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ951万4,000円を追加し、総額を1億3,982万7,000円とするものでございます。

議案第49号は令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ32万8,000円を追加し、総額を561万8,000円とするものでございます。

議案第50号は令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ8,670万3,000円を追加し、総額を17億7,004万4,000円とするものでございます。

議案第51号は令和6年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ264万9,000円を追加し、総額を2,073万2,000円とするものでございます。

議案第52号は令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ144万5,000円を追加し、総額を7億7,804万2,000円とするものでございます。

議案第53号は令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出について、下水道収益を1,543万円減の6億6,479万3,000円とし、下水道事業費用を626万9,000円減の7億311万7,000円とするものでございます。また、資本的収入及び支出について、下水道事業資本的収入を1,543万円増の2,650万6,000円とし、下水道事業資本的支出を64万1,000円増の7,091万円とするものでございます。

議案第54号から議案第60号までは、令和5年度の利根町一般会計、利根町国民健康保険

特別会計，利根町公共下水道事業特別会計，利根町営霊園事業特別会計，利根町介護保険特別会計，利根町介護サービス事業特別会計，利根町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算認定の件で，地方自治法の規定により，議会の認定を求めるものでございます。

議案第61号は工事請負契約の締結についてで，令和6年度旧文小学校改修工事の請負契約の締結について，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

議案第62号は工事請負契約の締結についてで，令和6年度旧文間小学校改修工事の請負契約の締結について，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

諮問第2号は人権擁護委員候補者の推薦についてで，福田澄子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので，議会の意見を求めるものであります。

以上，提出議案の概要について御説明を申し上げましたが，詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので，お手元の議案書により御審議の上，何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大越勇一君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第3，報告第4号 令和5年度利根町一般会計継続費の精算報告についてから日程第5，報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての3件について報告を求めます。

まず，報告第4号について，木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） 報告第4号 令和5年度利根町一般会計継続費の精算報告について御説明申し上げます。

こちらは，地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告をするものでございます。

款2総務費，項2徴税費，事業名が令和6年評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託でございまして，令和3年度から令和5年度までの3か年の継続事業が終了したことにより報告するものでございます。全体計画の総額が1,920万6,000円，最終支出済額も同額で1,920万6,000円でございます。なお，年度ごとの年割額，支出済額，年割額と支出済額の差につきましては，御手元の資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に，報告第5号について，雑賀生活環境課長。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） 報告第5号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計継続費の精算報告について補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

款1下水道費，項1下水道費，事業名が地方公営企業会計移行支援業務委託でございます。令和3年度から令和5年度までの3か年の継続事業が終了したことにより報告するものでございます。全体計画の総額，最終支出済額ともに1,760万円でございます。なお，年度ごとの年割額，支出済額，年割額と支出済額の差につきましては，記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に，報告第6号について，木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） 報告第6号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

こちらは，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき，令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして，監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず，1，健全化判断比率でございます。

実質赤字比率につきましては，一般会計及び町営霊園事業特別会計を対象とした実質赤字額が標準財政規模に占める割合であり，各会計とも黒字であるため，比率が算定されません。なお，早期健全化基準は15%となります。

連結実質赤字比率につきましては，一般会計など全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合であり，全会計の合計が黒字であるため，比率が算定されておられません。なお，早期健全化基準は20%となっております。

実質公債費比率につきましては，一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金（公債費に準ずるもの）を加えた額の標準財政規模に対する比率となります。実質公債費比率は1.2%であり，早期健全化基準25%を大きく下回っております。

将来負担比率につきましては，一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり，将来負担する実質的な負債の返済に充てることのできる基金，地方債現在高等に係る交付税措置見込額等，充当可能財源等の見込額が将来負担する実質的な負債額を上回ったため，比率が算定されておられません。なお，早期健全化基準は350%となります。

次に，2，資金不足比率でございます。

公営企業公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率につきましては，資金不足額の事業規模に対する比率であり，こちらは黒字であるため，比率が算定されておられません。なお，経営健全化基準は20%となります。

いずれにつきましても，早期健全化基準等には該当しない結果となっております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第6，議案第47号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第5号）から日程第12，議案第53号 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とし，補足説明を求めます。

まず，議案第47号について，木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは，議案第47号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足して御説明のほうを申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表，債務負担行為補正でございます。

追加で，公用車購入でございますが，ライトバン1台を経年により廃車した代替といたしまして，4輪駆動の軽自動車を1台購入したいと考えております。不整地や未舗装路，ある程度の冠水道路での使用を含め，災害時対応にも活用ができる最低地上高，ロードクリアランスの高い車両を想定しております。狭隘道路での取り回し等も考慮いたしまして，軽自動車とさせていただきます。使用年数，使用環境を鑑み，リースではなく購入とするものでございます。なお，納車までの期間に時間を要することから，期間を令和6年度から令和7年度までといたしまして，限度額266万4,000円，予算措置につきましては令和7年度当初予算に計上させていただく予定でございます。

続きまして，施設間ネットワークシステム更新賃貸借（再リース）でございますが，こちらは現在の賃貸借契約が9月末をもって満了することから，24か月間の再リース契約を行うものでございます。今年度10月から3月までの再リース契約の相当分の予算につきましては，当初予算のほうに計上してございますが，債務負担行為の設定が漏れていたため，今回，追加補正をするものでございます。期間は令和6年度から令和8年度，限度額は23万1,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

第3表，地方債補正でございます。

変更でございますが，臨時財政対策債は，令和6年度発行可能額の確定により，16万1,000円を増額し，限度額を1,196万1,000円とするものでございます。

次に，緊急防災・減災事業債は，当初予算において旧布川小学校グラウンドに整備予定の防災倉庫の財源として予定してございましたが，こちらにつきましては利根町防災基金からの繰入れに切替え，新たに整備の必要となった立木地区への防火水槽整備分として1,270万円を増額し，限度額を1,430万円とするものでございます。防火水槽整備につきましては，歳出において詳しく御説明をいたします。

次に，10ページをお願いいたします。

歳入について御説明のほうを申し上げます。

款9 地方特例交付金，項1 地方特例交付金，目1 地方特例交付金でございますが，減収補てん特例交付金50万5,000円の増でございます。次の減収補てん特例交付金（定額減税の補填分）につきましては，6月の第2回定例会における補正予算において定額減税の補填分として町民税減税額に合わせて計上をしておりますが，今回212万6,000円を増額するものです。いずれも，国からの交付決定額に基づくものでございます。

款10 地方交付税，項1 地方交付税，目1 地方交付税，普通交付税3億404万4,000円を増額するもので，令和6年度の交付額が決定したことによるものでございます。なお，交付額の決定につきましては，令和6年7月23日付通知により，先ほどの地方特例交付金と併せて通知のほうをされております。令和6年度普通交付税の総額は24億1,104万4,000円となっております。

続きまして，款14 国庫支出金，項1 国庫負担金，目1 民生費国庫負担金，児童手当負担金でございますが，3,339万2,000円を増額するもので，こちらは児童手当に関する制度改革により児童手当の支給対象年齢が18歳までに引き上げられたことや世帯の所得制限が撤廃されたことに伴い，支給対象者数が増加したことによるものでございます。

次に，項2 国庫補助金，目1 総務費国庫補助金，節1 総務管理費補助金，デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）は308万円を増額するもので，こちらは旧文小学校校舎内に整備するキッズルームの屋内遊具整備に対する補助で，補助率は2分の1となります。

節4 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は4,330万円を増額となります。令和5年度国の省内繰越予算の対応分で，給食費無償化に関わる町負担分への一部財源組替え及び利根町商工会において実施するプレミアム商品券発行に関わる事業に充当いたします。

目2 民生費国庫補助金，子ども・子育て支援交付金は2万5,000円を増額するもので，文間保育園内に設置している子育て支援センターに係る補助単価が改定になったことによるものでございます。補助率は，国，県，町それぞれ3分の1となります。

次の保育所等における性被害防止対策に係る整備等支援事業費補助金は，利根大和幼稚園において防犯カメラを設置することに伴うもので，基準額10万円に対し，国庫補助，事業者負担それぞれ2分の1ずつとなります。5万円の増額となります。

款15 国庫支出金，項1 県支出金，目1 民生費県負担金は，先ほど御説明いたしました民生費国庫負担金の県負担分となります。こちらも，児童手当制度改革に伴うものでございます。82万4,000円を増額となります。

11ページをお願いいたします。

項2 県補助金，目1 総務費県補助金，市町村事務処理特例交付金は8万9,000円の増で，パスポート申請受付事務など県からの委任事務の前年度処理件数等に基づき交付されるもので，令和6年度の交付額は121万1,000円となります。

目2 民生費県補助金，子ども・子育て支援交付金は，民生費国庫補助金で御説明いたしました子育て支援センターへの補助単価改定に伴う県負担分となります。補助率と同じく3分の1で，2万5,000円の増となります。

目3 衛生費県補助金，農業水利施設外来水生植物駆除緊急対策事業費補助金は，ナガエツルノゲイトウ駆除に伴う補助でございます。利根町への交付額は1,336万5,000円で，こちら同額を今回補正するものでございます。歳出で詳しく御説明いたしますが，駆除について，この額の範囲内で実施する予定となっております。

款16 財産収入，項2 財産売払収入，目2 公用車売払収入は，平成13年度購入のダンプカー1台の売払いによるもので，45万円の増額となります。一般競争入札により公売を実施してございます。

款17 寄附金，項1 寄附金，目2 総務費寄附金，利根町地方創生応援寄附金は150万円の増で，こちらはいわゆる企業版ふるさと納税によるものでございます。

款18 繰入金，項1 基金繰入金，目1 財政調整基金繰入金は1億8,356万2,000円を減額するもので，令和5年度からの繰越金の確定，普通交付税の交付額確定に伴い歳入増となったことから，当初予算編成時に財源不足といたしまして計上いたしました財政調整基金繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

目8 利根町防災基金繰入金は151万8,000円の増で，地方債補正のときに御説明いたしましたように，旧布川小学校グラウンドに設置いたします防災倉庫の財源といたしまして，緊急防災・減災事業債から変更して繰り入れるものでございます。

項2 特別会計繰入金，目1 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金は349万1,000円の増額，令和5年度決算確定に伴い，職員給与費，出産育児一時金における一般会計からの繰出金の余剰分について繰り入れるものでございます。

目2 介護保険特別会計繰入金は963万2,000円の増額，同じく令和5年度決算確定に伴い，介護給付費の町負担分，地域支援事業費町負担分，事務費分について，一般会計からの繰出金の余剰分について繰り入れるものでございます。

目3 介護サービス事業特別会計繰入金は264万9,000円の増額，同じく令和5年度決算確定に伴い，居宅介護予防支援事業費への一般会計からの繰出金の余剰分について繰り入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。

目4 後期高齢者医療特別会計繰入金は144万5,000円の増額，こちらも同じく令和5年度決算確定に伴い，一般会計からの繰出金の余剰分について繰り入れるものでございます。

款19 繰越金，項1 繰越金，目1 繰越金は，令和5年度歳入歳出差引額から令和6年度へ繰り越すべき財源として，継続費逐次繰越額75万7,000円，繰越明許費繰越額1,700万円を差し引いた2億7,385万1,000円が前年度繰越金となりまして，当初予算において1億円を計上しておりますので，今回その差額1億7,385万1,000円を増額するものでございます。

款20諸収入，項3雑入，目3雑入，中小企業事業資金信用保証料補給金返戻金は9万6,000円を増額するもので，こちらは歳出で御説明いたしますが，令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において実施した県のパワーアップ融資の信用保証料補助金交付事業におきまして，交付事業者が繰上償還を行ったことによる返還金でございます。

過年度低所得者保険料軽減負担金追加交付は，低所得者における介護保険料の負担軽減に係る国及び県の負担金で，令和5年度実績額確定に伴い，国庫分54万950円，県費分27万475円がそれぞれ追加交付となることに伴い，81万1,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては，歳出の介護保険特別会計繰出金に含め，介護保険特別会計へ繰り出しを行います。

機構集積協力金返還金は82万7,000円の増。こちらは，令和5年度地域集積協力金及び集約化奨励金について，交付対象農地の耕作者の変更等により補助対象面積が減少したことに伴う返還金となります。補助対象者より町へ返還の上，歳出において国へ返還する形となります。

学校給食用冷凍庫保管設備助成金は10万円の増となります。こちらは，公益財団法人茨城県学校給食会が実施している学校給食用冷凍庫の購入に係る助成事業で，今年度購入した利根小学校の冷凍庫が対象に採用されたことに伴うものでございます。補助率は2分の1，上限額10万円となります。

款21町債，項1町債，目1臨時財政対策債は，地方債補正でも御説明いたしましたが，普通交付税算定による令和6年度の発行可能額の確定により16万1,000円を増額し，1,196万1,000円とするものでございます。臨時財政対策債につきましては，当年度の普通交付税の不足分について発行が認められておりますが，償還額につきましては後年度の普通交付税において全額算入されることから，当町におきましては毎年発行可能額まで借入れを実施してございます。

目2過疎対策事業債，節2過疎対策事業債（ソフト事業）につきましては，起債発行額の変更はございませんが，当初300万円を充当予定でございました商工業振興助成事業，商工会が実施いたしますプレミアム商品券に係る事業がプレミアム率を拡大して，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業として変更することから，小学校バス運行事業へ充当先を変更するものでございます。なお，小学校スクールバスにつきましては普通交付税の基準財政需要額に算定されておりますが，過疎対策事業債（ソフト事業）につきましては算定項目との重複のほうに認められておりまして，過疎対策事業債を充当することによって，その分普通交付税が減額されることはございません。

目3消防債，緊急防災・減災事業債は，先ほども触れましたが，旧布川小学校グラウンドへ整備する防災倉庫の財源を，こちらを利根町防災基金へ変更するため，防災資機材等備蓄施設事業債分を160万円減額し，新たに立木地区への防火水槽整備分といたしまして，

消防水利施設事業債分を1,430万円増額いたします。防火水槽の内容につきましては、この後御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

款1 議会費から款9 教育費まで、こちらの職員給与費につきましては、人事異動に伴い給料、職員手当等を現配置職員の金額に合わせるために増減、共済費につきましても職員配置並びに共済組合負担率の確定などにより増減を行うものでございます。こちらの職員給与費につきましては、説明のほうを省かせていただきます。

14ページをお願いいたします。

款2 総務費，項1 総務管理費，目1 一般管理費，庶務事務費でございますが、職員手当等、会計年度任用職員の期末勤勉手当、合わせて21万5,000円を増額するものですが、こちらは庁舎電話交換手1名について障害者雇用枠適用のため、必要な勤務時間を確保した場合、期末勤勉手当の支給率が上がるため、増額するものでございます。

目6 企画費，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還事業でございますが10万1,000円の増額となります。こちらは、過年度交付分のコロナ交付金のうち、令和2年度の県パワーアップ融資の信用保証料補助金交付事業において、交付事業者が繰上償還を行ったことにより保証料自体が補助額を下回ったことによりまして、9万7,631円の返還を行うものです。また、令和5年度子育て世帯生活支援給付金事業で、給付金の振込通知の郵送料に交付金を加重としていたため、2,856円を返還するものでございます。

目7 地域振興費，学校跡地利活用事業は616万円の増で、こちらは歳入で御説明いたしました、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業で、旧文小学校内に整備するキッズルームに屋内用遊具を設置して、天候を問わず子育て世帯の方が集えるスペースを提供するものでございます。事業費の2分の1が国庫補助となります。

15ページにまたがりませんが、利根町地方創生応援寄附金募集事業，企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託で33万円の増。歳入における企業版ふるさと納税150万円の増額に伴い、マッチング業務を委託している中間事業者へ支払う手数料、こちらが寄附額の20%プラス消費税相当分となります。

ページが飛びますが、17ページをお願いいたします。

款3 民生費，項1 社会福祉費，目1 社会福祉費，地域ケアシステム推進事業は20万6,000円の増。社会福祉協議会へ委託をしている事業になりますが、担当職員の人件費増加分について計上するものでございます。

次の社会福祉協議会補助金につきましても同様で、職員の人件費相当分を補助金として交付しておりますが、人件費の増加分について地域ケアシステム担当職員以外の職員4名分の増加分及び能登半島地震に係る災害支援派遣に伴う2名分の時間外勤務手当相当分、合わせて89万8,000円を増額するものでございます。

目2 老人福祉費，緊急通報体制等整備事業は，緊急通報システム設置・管理業務委託で12万3,000円の増。今年度よりN T T以外の電話回線の世帯におきましても緊急通報システムの設置が可能となったことに伴うもので，当初見込みは5名でございましたが，既に5名分の申込みとなつてございますことから，今後の申込み分を勘案し，増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

目4 医療総務費，国民健康保険特別会計繰出金は，国民健康保険担当職員の人事異動による人件費繰り出し分が244万4,000円の減。マイナ保険証移行に伴う保険証廃止により，新たに資格確認書等が必要となるため，こちらの印刷製本費分として4万2,000円の増，合計240万2,000円の減額となります。

目7 介護保険費，介護保険特別会計繰出金は，介護保険特別会計総務費補正分31万6,000円の増額，給付費補正分20万6,000円の増額，地域支援事業費補正分5万円の減額，低所得者保険料軽減負担金精算分108万円の増額，合計155万2,000円の増額となります。

ページのほう飛びまして，20ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費，目2 児童措置費，保育所等補助金事業は，歳入で御説明いたしました，地域子育て支援拠点事業費補助金7万5,000円の増額，文間保育園内に設置しております子育て支援センターへの補助金になりますが，子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正により，交付基準額が増額となったことによるものでございます。負担割合は，国，県，町それぞれ3分の1ずつとなっております。

次の保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金7万5,000円の増。利根大和幼稚園において防犯カメラの設置を行うため，補助金を交付するものでございます。負担割合は，国が2分の1，町と事業者が4分の1ずつとなります。

児童手当交付事業は3,504万円の増額で，制度改正により支給対象者が中学校修了前から高校修了前まで（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の間にある者に変更となったこと及び世帯所得制限が撤廃されたことにより，支給対象者の範囲が広がったことなどによるものでございます。国，県，町の負担割合につきましては対象者によって異なるため，こちらの説明は省かせていただきますが，財源といたしましては，国が3,339万2000円，県と町がそれぞれ82万4,000円となっております。

21ページをお願いいたします。

款4 衛生費，項1 保健衛生費，目1 保健衛生総務費，保健衛生事務費は，取手北相馬休日・夜間緊急診療所運営費負担金（過年度分）で90万円の増額となります。こちらは，取手市，守谷市，つくばみらい市，利根町において実施しております，医師会病院において運営している事業となります。令和5年度実績確定に伴う精算で，追加納付となります。内訳は，均等割分が35万2,758円，患者割分が54万7,166円，合計89万9,924円となります。増額の理由といたしましては，ゴールデンウィーク，年末年始に新型コロナウイルス対応

の体制整備を実施したことに加え、受診者数が見込みを上回ったことによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

目4 環境衛生費，環境衛生事業は，外来水生植物駆除業務委託で1,336万5,000円の増額となります。こちらは，特定外来生物ナガエツルノゲイトウ駆除に係る経費で，浄化センター外周の立崎幹線水路に当該植物が繁茂しており，圃場への影響が危惧されております。昨年度，県へ駆除事業の実施を要望したところ，今回採択されました水路延長1,400メートルのうち，500メートル分の駆除を予定しておりまして，水路幅が6メートルのため，駆除面積は3,000平方メートルとなります。

ページ飛びまして，24ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費，項1 農業費，目3 農業振興費，地域計画推進事業は，地域計画策定に当たり開催する座談会参加者のうち，地域の農業者分参加時障害保険料が必要となったため，計上するものでございます。4地区で合計45名分，6,000円の増額となります。

機構集積協力金交付事業は82万8,000円の増額で，歳入の諸収入の欄で御説明いたしましたが，令和5年度の地域集積協力金及び集約化奨励金について交付対象農地の耕作者変更等があり，補助対象面積が減少したことに伴い，当該減少分の補助金を国へ返還するものでございます。内訳は，地域集積協力金が6万5,600円，集約化奨励金が76万2,000円となります。

目4 水田農業対策費，経営所得安定対策等推進事業は，会計年度任用職員の期末勤勉手当6万6,000円の増額となります。当初予算編成時の算出誤りによりまして，今回不足見込み分を補正するものでございます。

目5 農地費，農林業近代化施設管理事業は，石綿調査結果住民説明会アドバイザー業務委託で14万5,000円の増額となります。こちらは，農林業近代化施設，いわゆるキノコ施設に係るアスベスト検体検査等の結果内容につきまして，住民説明会を実施する際，専門の見地からアドバイザー業務を依頼するため，2名分の経費となつてございます。

25ページをお願いいたします。

款6 商工費，項1 商工費，目2 商工振興費，商工業振興助成事業は2,226万1,000円の増額となります。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町内プレミアム商品券事業で，当初予算においては1万1,000円分の商品券を1万円でプレミアム10%として3,000セットを販売する予定でしたが，当該交付金事業といたしまして内容を拡充して行うため，補正するものでございます。具体的には，プレミアム率を20%に引上げ，販売数を8,500セットにいたします。今回の補正においては，商品券販売に係る商工会へのプレミアム付商品券販売事務業務委託として905万3,000円の増。こちらにつきましては，商品券の印刷代，案内チラシ印刷代，のぼり旗作成費，販売手数料，換金手数料などが含まれております。

負・補・交のプレミアム付商品券事業補助金は1,320万8,000円の増で、こちらは当初予算において事務費分とプレミアム分、合わせて379万2,000円を計上してございましたが、今回の補正分と合わせて1,700万円となります。プレミアム分2,000円の8,500セット分となつてございます。なお、当初予算の財源として300万円を過疎対策事業債（ソフト事業）から充当予定でございましたが、全額交付金の対象としたことによりまして、財源の組替えを行っております。

ページ飛びまして、27ページをお願いいたします。

款7土木費、項3都市計画費、目3下水道費、公共下水道事業会計負担金は、補助金から負担金へ下水道事業において一般会計からの繰入れ科目が変更となったため、同額を組み替えるものでございます。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、消防施設維持管理費は1,430万円の増額をいたします。こちらは、立木の蛟蛸神社奥の宮に設置されておりました防火水槽が破損し、経年劣化が進んでいる状況や当該防火水槽設置時と比較いたしますと、隣接地に特別養護老人ホームやまなみ園や民家が建築されていることから、消防水利としては容量不足であり、さらに消火栓を設置するための水道配水管が立木の高台には整備のほうがないことから、区域全体をカバーできる位置へ新たに40トンの地上型耐震性防火水槽を設置するものでございます。緊急防災・減災事業債の該当事業となります。充当率100%、交付税算入率70%となります。

目4水防費、広域水防費は、今年度の水防演習等による費用弁償が確定したことにより3万6,000円を減額いたします。

目5防災費、防災施設費は、修繕費として118万8,000円の増額。旧布川小学校及び利根中学校グラウンドに設置している飲料水兼用耐震性貯水槽のテレメーター装置について、今年度実施した点検でテレメーター装置内部のCPUユニットの修繕が必要となったため、補正するものでございます。

28ページをお願いいたします。

備品購入費の防災倉庫11万円の減額は、旧布川小学校グラウンドに整備した防災倉庫の契約差金となります。なお、財源につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、緊急防災・減災事業債から利根町防災基金繰入金に組替えいたします。

28ページから29ページになります。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、事務局事業は、新たに町内小中学校へ各1名ずつ用務員として会計年度任用職員を雇用するため、報酬、共済費、通勤費合わせて158万3,000円を増額いたします。当該会計年度任用職員につきましては、障害者の方を採用する予定となっております。

また、説明欄には記載はございませんが、目2事務局費の財源、国県支出金1,724万7,000円につきましては、歳入で御説明いたしました国庫支出金、物価高騰対応重点支援

地方創生臨時交付金を学校給食費無償化に係る財源の一部として充当し、財源の組替えを行っております。

29ページから30ページになります。

目5総合教育センター費，総合教育センター管理事業は347万3,000円の増で，令和7年度より旧文間小学校跡地に開設する総合教育センターのインターネット及び公衆Wi-Fi整備に係る経費となります。インターネット回線使用料が23万円，ネットワーク改修工事が277万3,000円，公衆Wi-Fi整備工事が47万円となります。

項2小学校費，目1学校管理費は，歳入の調査にて御説明いたしました過疎対策事業債（ソフト事業）の充当事業変更による財源組替えでございます。当初，商工会のプレミアム商品券事業へ充当予定でしたが，物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用することとなりましたので，充当予定だった300万円を小学校児童通学用バス運行事業へ組替えいたします。

目3学校給食費も財源の組替えで，歳入で御説明いたしました公益財団法人茨城県学校給食会が実施している学校給食用冷凍庫補助事業に，今年度購入した利根小学校の冷凍庫が補助対象として採択されたことに伴うものでございます。

32ページをお願いいたします。

項4社会教育費，目5資料館費，資料館管理事業でございますが，会計年度任用職員を1名雇用する予定でしたが，今年度職員を1名配置することとなったため，会計年度任用職員の雇用を行わないことになり，報酬等85万8,000円を減額するものでございます。

款11諸支出金，項1基金費，目1財政調整基金費は，財政調整基金積立金で1億3,692万6,000円の増額。地方財政法第7条の規定により，前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

目5減債基金費は，減債基金積立金で1億8,000万円の増額で，後年の起債償還に備え積立てを行うものでございます。

目6利根町都市計画事業基金費は，都市計画事業基金積立金で，今年度の実績額に合わせ15万1,000円を減額するものでございます。

33ページをお願いいたします。

目8利根町公共公益施設維持整備基金費は，公共公益施設維持整備基金積立金で2,999万9,000円を増額するもので，令和5年度，令和6年度に庁舎大規模改修を実施してございますが，将来の施設統廃合も含めた施設維持に必要となることが予想されるため，今後も定期的に積立てを行っていく予定でございます。

目9利根町地方創生応援基金費，利根町地方創生応援基金積立金は150万円の増額で，歳入で御説明いたしました，いわゆる企業版ふるさと納税の寄附金を積み立てるものでございます。

以上、議案第47号 令和6年度利根町一般会計補正予算（第5号）について補足して御説明申し上げます。

○議長（大越勇一君） 暫時休憩いたします。再開を11時20分とします。

午前11時08分休憩

---

午前11時20分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第48号について、松本保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第48号 令和6年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金，項1他会計繰入金，目1一般会計繰入金で240万2,000円を減額するものでございます。こちらは、職員の人事異動に伴う職員給与費等の繰入金を減額するものでございます。

次に、項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で491万3,000円を減額するもので、前年度の繰越金の確定により歳入歳出差引の余剰金が出ましたので、当初繰入金分の一部を基金へ繰り戻すものでございます。

次に、款5繰越金，項1繰越金，目1繰越金で1,680万9,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次に、款7国庫支出金，項1国庫補助金，目1総務費国庫補助金で99万円を増額するものでございます。こちらは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、内容につきましてはこの後、歳出にて御説明させていただきます。

次に、7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費で141万2,000円を減額するものでございます。内訳としまして、職員の人事異動等に伴う給与費を244万4,000円減額するものと、今年12月2日より保険証が廃止され新規の保険証の交付は行われなくなることにより、その後使用する資格確認書の印刷製本費が4万2,000円と、同様に保険証廃止に伴うシステム改修委託費で99万円を増額するものです。なお、こちらの改修委託費99万円は、先ほど歳入で御説明いたしました、国の補助金対象となります。

次に、8ページをお願いいたします。

款7基金積立金，項1基金積立金，目1財政調整基金費で840万5,000円を増額するもの

でございます。こちらは、利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定によりまして、前年度繰越金の2分の1以上の金額を基金へ積み立てるものでございます。

次に、款8諸支出金、項2繰出金、目2一般会計繰出金で349万1,000円を増額するものでございます。こちらは、令和5年度の職員給与費等繰入金と出産育児一時金等繰入金の精算に伴い、超過となった繰入金を一般会計に返還するものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で873万2,000円を減額するもので、こちらは前年度の繰越金の確定により歳入歳出差引の余剰金が出ましたので、基金繰入金分を全額繰り戻すものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金で1,824万6,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

15ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は32万6,000円を減額するものでございます。こちらは、職員の人事異動等に伴う給与費でございます。

次に、款3基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金費で984万円を増額するもので、先ほどの事業勘定同様に、前年度繰越金の2分の1以上の金額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

議案第48号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第49号について、雑賀生活環境課長。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） 議案第49号 令和6年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は32万8,000円を減額するもので、第1号補正予算の財源調整として32万8,000円を町営霊園事業特別会計財政調整基金に繰り戻すものでございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は65万6,000円を増額するもので、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費は32万8,000円を増額するものでございます。

こちらは、節24積立金で、利根町営霊園事業特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定により、前年度繰越金の2分の1以上を町営霊園事業特別会計財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案第49号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第50号及び議案第51号について、服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） それでは、議案第50号 令和6年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の6ページをお開き願います。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金で33万1,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の20%に相当する額を国が負担するものでございます。

次に、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）で10万円を減額するものでございます。こちらは、国が補助する38.5%に相当する額の補助金で、給料、職員手当等の見直し、また共済負担金の確定によるものでございます。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費負担金で44万6,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の27%に相当する額を支払基金が負担するものでございます。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金で20万6,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の12.5%に相当する額を県が負担するものでございます。

次に、項3県補助金、目2地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）で5万円を減額するものでございます。こちらは、県が補助する19.25%に相当する額の交付金で、給料、職員手当等の見直し、また共済負担金の確定によるものでございます。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金で20万6,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費の12.5%に相当する額を町が負担するものでございます。

次に、目2一般会計繰入金で31万6,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する一般管理費や介護認定調査費等の増額分を事務費繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、目4地域支援事業繰入金（総合事業以外の事業）で5万円を減額するものでございます。こちらは、町が負担する19.25%に相当する額の繰入金で、給料、職員手当等の見直し、また共済負担金の確定によるものでございます。

次に、目5低所得者保険料軽減繰入金で108万円を増額するものでございます。こちらは、一般会計に交付された国庫及び県からの負担金について町負担分を合わせて介護保険

特別会計に繰入れをするもので、前年度の保険料軽減対象者の確定に伴い、追加交付されるものです。

続きまして、7ページをお願いします。

次に、款7繰越金、項1繰越金で8,431万8,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度決算額確定に伴う繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で20万9,000円を増額するものでございます。こちらは、郵便料金改定に伴う通信運搬費の増額や国の介護認定ソフトのバージョンアップに伴う介護保険システムの改修に係る委託料を増額するものでございます。

次に、項2介護認定調査等費、目1認定調査等費で10万7,000円を増額するものでございます。こちらは、認定調査員の期末手当、勤勉手当等を増額するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

款2保険給付費、項5高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費で100万円を増額するものでございます。

次に、項6特定入所者介護サービス等費、目2特例特定入所者介護サービス費で65万5,000円を増額するものでございます。

保険給付費につきましては、給付費が見込みを上回るため、増額するものでございます。

続きまして、9ページ下段から10ページ上段をお願いします。

款3地域支援事業費、項1包括支援事業・任意事業費、目1総務費で26万2,000円を減額するものでございます。こちらは、給料、職員手当等の見直し、また共済負担金の確定によるものでございます。

続きまして、10ページ中段でございますが、款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費基金積立金で1,582万9,000円を増額するものです。こちらは、前年度分の精算に伴う基金への積立金でございます。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金で20万9,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度の介護保険料の還付対象者数が見込みより多いため、増額するものでございます。

次に、目2償還金で5,932万4,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度分の精算に伴う国、県及び支払基金への返還金でございます。

続きまして、11ページをお願いします。

項2繰出金、目1一般会計繰出金で963万2,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度分の精算に伴う町への返還金でございます。

議案第50号の補足説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第51号 令和6年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の6ページをお開き願います。

款3繰越金、項1繰越金で264万9,000円を増額するものです。こちらは、令和5年度の繰越金で余剰金を繰り出し、一般会計に精算するものでございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いします。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金で264万9,000円を増額するものです。こちらは、令和5年度の決算額確定に伴う一般会計への精算分でございます。

議案第51号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第52号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第52号 令和6年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、令和5年度の後期高齢者医療事業の精算確定に伴い、関係諸費を増額するものでございます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金で144万5,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金で144万5,000円を増額するものでございます。こちらは、令和5年度の決算確定に伴う一般会計への精算分でございます。

議案第52号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第53号について、雑賀生活環境課長。

〔生活環境課長雑賀正幸君登壇〕

○生活環境課長（雑賀正幸君） それでは、議案第53号 令和6年度利根町下水道事業会計補正予算（第1号）について補足して御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条、令和6年度利根町下水道事業会計補正の予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量の補正でございます。管路建設工事の既決予定量に64万1,000円を追加し、426万円とするものでございます。

第2条の詳細。

第3条、収益的収入及び支出の補正。

第4条、資本的収入及び支出の補正。

2ページを御覧ください。

第6条、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正。

第7条、他会計からの補助金の補正につきましては、15ページからの補正予算事項別明細書で御説明いたします。

15ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計負担金761万4,000円。目2他会計補助金781万6,000円を減額するもので、一般会計からの負担金及び補助金のうち、都市計画税を財源とする企業債償還金に充当するため、資本的収入の他会計負担金へ組替えするものでございます。

次に、支出につきましては、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5総係費63万2,000円を減額するもので、節の給料から法定福利費までの職員給与費の確定によるものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

目6流域下水道維持管理費563万7,000円を減額するもので、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金の電力料金高騰分として予算措置しておりましたが、茨城県において新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用したことに伴い、動力費及び燃料費の高騰分の費用が賄えたため、不用となったものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、款1下水道事業資本的収入、項2他会計負担金、目1他会計負担金1,543万円を増額するもので、先ほど収益的収入でも説明しましたとおり、都市計画税を財源とする企業債償還金へ充当するため、組替えをするものです。一般会計からの補助金及び負担金の総額に変更はございません。

次に、支出につきましては、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1管渠費64万1,000円を増額するもので、公共ます設置に伴い道路の舗装本復旧工事が必要となったため、計上するものでございます。

次に、戻りまして、2ページを御覧ください。

第5条、特例的収入及び支出の補正でございます。本年4月の地方公営企業法定化に伴いまして、3月末日付で打切り決算としております。これにより、出納整理期間が存在しないことから、令和5年度内に発生した債権または債務は、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、令和6年度予算の未収金及び未払金として整理しております。当初見込みで計上しておりました未収金及び未払金の額ですが、4月以降の令和5年度出納整理期間に収入額及び支出額が確定したことから、金額を改めるものでございます。

また、4ページ以降、14ページまでの補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表、開始貸借対照表、表記につきましては、今回の補正予算に伴う議決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、こちらも御参照いただければと思います。

議案第53号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第47号から議案第53号までの7件は議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月18日に質疑、討論、採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第13、議案第54号 令和5年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第19、議案第60号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第54号から議案第60号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、代表監査委員に審査意見の報告を求めます。

飯塚正夫代表監査委員。

〔代表監査委員飯塚正夫君登壇〕

○代表監査委員（飯塚正夫君） 監査委員の飯塚でございます。これから決算審査の報告をしますけれども、通常の報告と今回審査で検討をお願いしたことについて報告します。

初めに、通常の報告から入ります。

令和5年度利根町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果について報告します。

審査は、去る8月5日、6日、7日の3日間にわたり、議会選出の新井監査委員と共に、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、実施しました。

審査対象は、令和5年度利根町一般会計及び特別会計の歳入歳出でございます。

審査に当たっては、町長から提出されました決算に関する各書類が地方自治法、町条例及び関係諸法令に準拠して適正に作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係職員の説明を聴取行いました。

審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財政に関する調書は、地方自治法、町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、かつその計数は関係帳簿並びにその他会計書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務は適正に処理されております。

次に、決算審査のまとめでございます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法令上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行し、制限が少しずつ緩和されていく中で、地域経済の活性化に向け各事業が実施されています。

新規事業・主要事業としては、建設から35年が経過し、老朽化が進む役場庁舎機能の維持や安全確保のために、雨漏り対策の屋上防水工事や外壁の改修工事、空調設備、電気設備工事が令和5年度、令和6年度の2か年で実施されています。

定住促進事業においては、新婚世帯の定住促進を目的に、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、住宅取得費用や住宅賃貸費用等を補助する利根町結婚新生活支援事業補助金の制度の新設や移住・定住PR動画を活用したウェブ広報を実施するなど、若者の利根町定住に向けた施策が実施されております。

まちなか・商店街活性化事業において、令和3年度から進められている「とねまち起業塾」を卒業した塾生の中には、既に町内の空き店舗を使って独立開業と夢をかなえた方もおります。町の商業活性化を目的に、一人でも多くの方が起業の夢をかなえられるよう、空き店舗バンク制度やチャレンジショップ事業などと併せ、包括的な創業支援に取り組んでいます。

コミュニティ・スクールサポート事業においては、利根町の学校教育に見識の深い人材をコミュニティ・スクール指導員として雇用し、利根町教育資源となる地域の関係団体や地域人材を積極的に学校教育と結びつける取組を行い、これまで以上に地域と学校とが密接に結びついた利根町ならではの学校づくりが図られております。

次に、一般会計歳入歳出について、金額等は皆さんの御手元にある金額と同じなのですが、一般会計歳入歳出については、歳入合計74億3,278万1,000円、歳出合計71億4,117万3,000円、歳入歳出差引残額は2億9,160万8,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億7,385万1,000円となっております。一般会計の基金は、前年度末と比較して2億7,129万7,000円の減額となっております。

町の財政の弾力性を判断する指標である経済収支比率については、令和5年度は90.6%で、前年度と比較すると0.5ポイント増加しており、引き続き事業の優先度を精査し、経常経費の削減に努めることのほか、歳入歳出の両面から常に創意工夫を図りながら財政運営に当たられるようお願いいたします。

一般会計の歳入は、前年と比較すると、町道整備事業及び基盤整備事業などの元利償還金70%が交付税にされる、町の財政に非常に有利な地方債である過疎対策事業債が増加しており、歳入全体では2億3,263万円、3.2%の増加となっております。歳入の根幹をなす町税の収納率向上のため、さらなる創意工夫を行い、現在の収納率を維持・向上させるとともに徴収体制を強化し、効果的・効率的な債権管理に努めるようお願いいたします。

次に、歳出で、前年度と比較すると農林水産事業及び教育費が減少し、総務費及び民生費が増加しており、歳出全体では2億2,206万7,000円、3.2%の増加となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算については、七つの特別会計の歳入合計46億7,959万8,000円、歳出合計45億720万2,000円、歳入歳出差引残高は1億7,239万6,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は1億7,218万7,000円となっております。また、特別会計の基金は、前年度比1億1,665万1,000円の減となっております。七つの特別会計の歳入未済額合計は8,428万6,000円で、前年度と比較すると2,804万8,000円増加していますが、引き続き歳入未済額の圧縮に向け、効果的な取組の推進をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類へと移行しましたが、コロナ禍で従来の生活様式、働き方、価値観等が大きく変化しました。将来的には人口減少による税収の減少や少子高齢化に伴う社会保障費等の負担増などが懸念されることから、依然として厳しい財政運営を強いられものと推測されます。このような状況の中、町民の安全と安心を確保し、維持可能な形で行政サービスを提供するためには、財政基盤の強化、効率的な行政運営が求められます。最小の経費で最大の効果があることに真摯に努め、引き続き職員一人一人が責任と使命感を持って業績に取り組まれるようお願いいたします。

ここまでは通常の報告です。

ここからの報告は、今回の決算審査の中で経費の削減を行った事例や今後の予算編成や執行に対して検討をお願いした事項について述べます。

一つ目、昨年度に引き続き、団体への補助金です。補助事業等実績報告において適切な支出がされているか十分に確認をしたかの審査を行いました。その中で、今回は、内容に応じて補助金などの見直しをお願いした事業がございます。限られた財源を有効に活用し、多様化する町民ニーズに柔軟かつ臨機応変に対応するようにお願いします。

二つ目ですが、私が監査委員を受けてから約2年です。決算審査は、令和3年、令和4年、令和5年度と行っております。3年度で検討をお願いした事項についてですが、大変努力されており、従来のやり方にとらわれず、職員の創意工夫や課を越えた連携により、報酬費や委託費等を数十%削減されていた幾つかの課がございます。業務に対して常に疑問を持ちながら、新たな気持ちで取り組まれた結果だと思っております。

また、昨年から借地と買収とを比較して、どちらが経済的か、検討をお願いしてまいりましたが、それに対しては不動産鑑定等を行い合理的に比較し、買収と借地のメリット、デメリットを考慮して進められておりました。また、使用頻度の少ない借地については返却、賃貸物件については買収に努力されております。監査の内容を十分に理解し、機敏に行動してくれておりました。

三つ目です。土木建築などの専門分野の職員の育成及び確保についてですけれども、近年、全国どこの自治体でも人材が不足しており、募集しても応募がなく、災害に対応できないなど課題となっております。そのため、利根町として、技術職を茨城県の竜ヶ崎工事事務所などの協力を得て育成する努力をされておりますが、それに加え、給料や手当等の待遇改善も考える必要があると思えます。

ここからがあれなのですが、監査委員は、最小の経費で最大の効果を上げられているか監査しております。監査委員の立場から、議員の皆さんにお願いがあります。

議員の皆様も御承知のことと思いますが、予算は1年先の動向を予測して計上します。それでも、社会情勢に予測以上の変化があり、過不足が発生した場合は補正予算となります。以上のようなこと、特に二つ目で説明した内容で分かるかと思うのですが、その内容の報告を理解していただき、決算審査を行っていただきますようお願いいたします。そのことにより、職員はより一層努力し、経費削減につながります。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（大越勇一君） 審査意見の報告が終わりました。

議案第54号から議案第60号までの7件は、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託することとし、今定例会最終日の9月18日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これから決算審査特別委員会の正副委員長との互選を行います。全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩とします。再開を13時30分とします。

午後零時03分休憩

---

午後1時30分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果を報告します。

決算審査特別委員会、委員長、山崎誠一郎議員、副委員長、井原正光議員、以上です。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

決算審査特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔決算審査特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○決算審査特別委員長（山崎誠一郎君） 決算審査特別委員会の委員長を拝命いたしました山崎誠一郎でございます。

令和5年度におきまして定例議会及び臨時議会において可決されたものは適正に歳入歳出処理されていたかどうかを、決算審査特別委員会の場で議員の皆さんと慎重に審査をいたしまして、この特別委員会を成功裏に収めまして報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程は、タブレットに掲載したとおりです。

十分なる審査の上、今定例会最終日の9月18日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

次の議事日程に入る前に、議員各位に申し上げます。

質疑は、議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べるできないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは次の議事日程に入ります。

---

○議長（大越勇一君） 日程第20、議案第61号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧文小学校改修工事）を議題とし、補足説明を求めます。

木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、議案第61号 工事請負契約の締結について補足して御説明申し上げます。

旧文小学校改修工事につきまして請負契約を締結するため、議会の議決を求めるもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約内容につきましては、1、工事名 令和6年度旧文小学校改修工事

2、工事場所 旧文小学校

3、契約方法 一般競争入札

4、契約金額 1億6,390万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,490万円

5、契約相手方 茨城県龍ヶ崎市4235番地11、櫻井建設工業株式会社代表取締役櫻井俊一

参考資料といたしまして、建設工事請負契約書の写し、入札結果の写し、工事の概要、配置図を添付してございます。

簡単に工事の概要について御説明申し上げます。

従前の学校から、保健福祉に関する機能を有する施設として多方面にわたる健康増進施設、また町民の皆様、各種団体の皆様が活用できる施設及び災害時の避難所として学校跡地を有効活用を図るため、用途変更に適合するための改修工事となります。

工事期間は、議会の議決を得た日の翌日から令和7年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） 今回の工事契約，前からこういう傾向があるのだけれども，町内にこういった業者がないということがあるのでしようけれども，議案第61号，議案第62号というのは関係するのだけれども，3業者で回しているような感じがしてならないんだけれども，もう少しその範囲を広めて，一般競争入札でしよう，これ。ですから，もう少し広げれば，あると思うんだよね。

利根町のお金でなんかは，守谷のほうだの，取手のほうだののお付き合い，あるいは市町村の議会のお付き合いなんかは稲敷地方とのお付き合いなど，結構広いんだよね。その中であれば納得するのだけれども，3者しかいないで，ある工事がA社が取って，次の工事が今度B社を取って，三つ目が無いから，それはいいやと，しかも落札というか，それに落ちない業者が利根町の業者なので，なおさら地場産業の育成から思うと何かちょっと不合理だなというふうに感じますので，その辺をお聞きしたい。

○議長（大越勇一君） 井原議員の質疑に対する答弁を求めます。

木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは，井原議員の御質疑にお答えいたします。

当初，本工事につきましては，一般競争入札に付した際に，1億円以上の工事になりますので，利根町建設工事共同企業体取扱要領に基づきまして，建設工事請負に付する場合には，特定建設共同企業体，JV方式で行う規定となっております。このことを踏まえて入札のほうを行ったんですけれども，令和6年5月16日に，2者によるJV企業体の入札参加形態で，地域要件，設定区域を茨城県竜ヶ崎工事事務所管内として入札の公告を行っております。令和6年6月21日に開札を行ったところでございますが，応札者がなく不調となっております。

今回，再度一般競争入札を行うために，6月22日の時点で単価の見直しを行いまして，応札可能者を確保するため，入札参加形態を特定建設工事共同企業体，JV方式から企業1者の単体も可とすることで，また地域要件を竜ヶ崎工事事務所管内に加え，隣接する潮来土木事務所管内まで拡大して公告を行っております。本件，一般競争入札でございますので，応札するかしないかというのは事業者の判断という形になってくると思いますので，そういったところで，近隣の市町村でも同時期に工事が重なっているというような状況もございますので，基本的に今回2度目の入札公告で応札に応じていただけたのが3者だったという結果となっております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 話は分かるんだけど，一応，竜ヶ崎工事事務所管内で大分広いので，もう少し何か参加業者があってもいいなというふうに私は思っているんです。

この工事ばかりじゃありませんけれども，今までの入札関係を見ましても，全て同じ業者なんだよね。同じ業者が入札するのは，別にそれはいいんですよ。参加業者がないと

いうことについてどうなのかなと、それを私、懸念しているのです。

その辺をもう一度、明確な答えじゃなくてもいいのだけれども、今はこういうふうなことでやっているよぐらいな感じで御答弁いただければ。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

実際に入札の参加資格で、最新の経営事項審査、総合評点通知書の建築一式工事の総合評点値が900点以上、かつ建築一式工事年間平均完成工事高1億円以上という条件もございますので、おのずと業者さんのほうはやっぱり限られてくるのかなという部分がございます。大きな工事になりますので、一定の条件を付すのは致し方がないのかなというところで認識しております。

先ほども申し上げましたが、やはりこの時期、近隣の市町村で工事が重なっていて、新聞等で私も拝見してございますが、近隣の市町村でも応札者がなくて不調に終わるというケースも相次いでいますので、ある程度の企業に工事が重なってしまっている部分は否めないのかなという部分はあるんですけども、現況このように対応するしかない部分がございますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 井原議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

3番佐藤眞一議員。

○3番（佐藤眞一君） 3点ほどあるのですが、まず一つずつ御質問したいと思います。

一つ目は、やはりお金の裏づけと言いますか、その財源は予算で多分出ていると思うのですけれども、どうなってますでしょうか。それをまずお伺いします。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員に申し上げます。質疑は3回なので、3回質問してしまうと終わっちゃいます。

○3番（佐藤眞一君） じゃあ、次と次で終わりでいいです。まとめて言ったほうがいいですか。

それでは、2点目なんですけれども、これかなり金額的に大きいですよ。1億円とかいうことなので、やはり町民の財産をそういう形でやるわけですから、その辺のところの周知といいますか、情報公開とか、そのようなのをどういう形でやっておられるのかと。

それから、3点目は、これ学校統合によって新しく、例えばスポーツの施設を造るだとか、そういうことなんですけれども、請負契約の内容を見ますと、一般的な工事の内容と電気工事一式だとかいうことで、全然その差を感じないのですけれども、新しい施設となるわけですから、どのように変わるのか、その辺のところもお伺いしたいと思います。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質疑に対する答弁を求めます。

木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） では、佐藤議員の御質疑にお答えいたします。

まず、1点目の財源ということですが、こちらは当初予算の予算審査特別委員会で御説明のほうはさせていただいていると思うのですが、国の交付金、あと足りない部分につきましては過疎対策事業債を充当するような形で考えてございます。

本案件につきましては契約とは直接関係ない事柄になりますけれども、今、御質問ありましたので、お答えいたしました。

あと、2点目の住民周知については、これまで政策企画課のほうが中心になりまして、令和3年度から学校跡地利活用検討会、こちらを通じまして、何度となく会議のほうを開かせていただいております。跡地利用に関わる区長説明会や住民説明会も、幾度となく行っております。こちらパブリックコメントも実施しておりますし、その結果を基に昨年度の予算で跡地の用途変更の設計業務委託を行っております。ですから、この用途変更の設計業務を実施する段階で、中身については皆様に重々にお知らせしているものだとこちらでは認識しております。

中身を知らないということになりますと、こちらの周知不足になってしまうのか、それとも議員のほうでそういったことを説明されたのを聞いてないということなのかちょっと分からないんですけれども、こちらとしましては令和3年から繰り返し、住民の方を含めまして御説明させていただいていることとございます。そういった御提案いただいた内容、例えば小学生にアンケートを取って、どういった施設になってほしいかとかというアンケートとかの結果も設計に踏まえて、今回の工事の内容に踏まえているところでございます。

あと、中の工事の詳細についてなんですけれども、実際には今まで用途として、学校として建物が使われておりました。これが今回、文小学校につきましては、健康増進施設として一般の集会施設として開放する形になります。そうしますと、消防法の条件とかが変わってきまして、中に排煙窓を設置したり、そういった用途変更に伴う工事が発生してきます。そのほかに、教室を新たな用途に変更するための工事となりますので、そちらのほうは図面のほうが添付されていると思いますので、そちら御覧いただきまして詳細を確認していただきたいと思うのですけれども、どちらにしろ、この工事の内容につきましては、昨日今日決まったことではございませんので、今まで練りに練られてこの結果になっているということで御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） まず、財源として過疎債を利用されているということで、過疎債はせっかく利根町でうまく活用すれば将来にもつながる話にもなるわけですが、ただ総合スポーツ施設ということではなく、利根町としての特徴、これは施設についてはまた別のあれになると思うのですけれども、例えばボルダリングをやるであるとか、スケボーをやるのか、その辺のイメージがまだ町民のほうに伝わっていないのではないかという

ふうに私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 再度、御質問のほうにお答えします。

再三になりますけれども、本件につきましては工事請負契約の締結の議案でございますので、工事の中身、部屋がどのように使われるとか、町民の方がこういった意見があつてこういう部屋にしてほしいとかという御意見につきましては、これまでもう既に練られている話でございますが、当初予算の特別委員会的时候にもそういった御質疑は出ていないと、私、当時財政課にはおりませんでしたので議事録のほうを確認させていただいておりますけれども、山崎敬子議員からちょっと工事の中身について委員会で質問があったみたいですが、ほかの委員から特段その用途についてとか中の工事の詳細についてお聞きされていることはございませんので、この場でその点で御質疑を受けるのはどうなのかなと思うんですけれども。

ただ、中身につきましては、町民の方の意見を反映させた形で何度も会議、先ほどから申し上げましているとおおり、何度も会議を経まして、パブリックコメントも受けているわけです。ここで別の施設をつけたらいいのではないかというのは、ちょっと筋が違うのかなと私は認識しております。

○議長（大越勇一君） 佐藤議員。

○3番（佐藤眞一君） それから、いつも私、違和感というか、ちょっとしっくりこない点がありまして、工事請負契約というのは、要するに金額全体で出ておりますけれども、その中で電気工事一式だとか、電気設備改良工事一式だとか、それから機械設備改修工事一式と、こういう形で金額表示されてなくて、単なるあれになっておりますけれども、例えば私なんかは個人で家をリフォームだとか解体工事とかやる場合には必ず見積書というのが出てきて、何にお金をどのようにかけるという、全部じゃなくていいんですけれども、主などというところに使われるのかということは、この中に明確に書くということではできないのでしょうか、契約形態として。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 本契約につきましては、予定価格をあらかじめ公表する事前公表といたしまして金額のほうをお示ししております。予定価格をお示しする以上、その根拠でございますが、前年度設計を行いまして、こういったところにこういった工事を行いますよということで設計のほうを立てていただいております。

細かく、例えば何に幾らとかというのは入札の結果になってしまうので、この時点では申し上げられないんですけれども、実際には何の工事に幾らという形で、設計の段階で積算されてはじき出されておりますので、この工事の総額が実際に契約金額という形になってございます。

以上です。

○議長（大越勇一君） 佐藤眞一議員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第61号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧文小学校改修工事）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） もう一度お願いします。投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第21、議案第62号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧文間小学校改修工事）を議題とし、補足説明を求めます。

木村財政課長。

〔財政課長木村宜孝君登壇〕

○財政課長（木村宜孝君） それでは、議案第62号 工事請負契約の締結について補足して御説明申し上げます。

旧文間小学校改修工事につきまして請負契約を締結するため議会の議決を求めるもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

契約内容につきましては、1、工事名 令和6年度旧文間小学校改修工事

2、工事場所 旧文間小学校

3、契約方法 一般競争入札

4、契約金額 1億1,440万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,040万円

5、契約相手方 茨城県龍ヶ崎市川原代町5847番地の7、増川建設株式会社代表取締役  
増川 剛

参考資料といたしまして、工事請負契約、契約書の写し、入札結果の写し、工事の概要、配置図を添付してございます。

それでは、簡単に工事の概要について御説明申し上げます。

こちらにつきましても、従前の学校から、総合教育センターを中核とした教育・学習支援施設として、また町民の皆様、各種団体の皆様が活用できる施設及び災害時の避難所として学校跡地の有効活用を図るため、用途変更に適合するための改修工事となります。

工事期間につきましては、議会の議決を得た日の翌日から令和7年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

これから、本案に対する質疑を行います。

4番 峯山典明議員。

○4番（峯山典明君） 4番 峯山典明です。質疑させていただきます。

まず、提案理由についてです。こちらは、条例に関するものなので仕方がないのかなと思うのですが、財産の取得又は処分に関する条例ということなので、改修工事ということを見ると、条例として何かほかのものをつくるだとか、本当にこの取得又は処分という言葉が適切なのかなということが気になりました。いかがでしょうかということが、まず一つ。

もう一つは、長寿命化計画の中で、令和3年度から令和42年まで40年間のサイクルでということなのですけれども、これは今回の改修工事は、この長寿命化計画にのっとってということによろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑に対する答弁を求めます。

木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） それでは、峯山議員の御質疑にお答えいたします。

まず、根拠条例というか、条文です。何を根拠にということなのですけれども、こちら、議会の議決に付すべき契約、ここの契約の部分になってきます。5,000万円以上の工事請負契約につきましては議会の議決を得るということになってございますので、その後ろの、及び財産の取得とかというところではなくて、この前の議会の議決に付すべき契約という形になってきます。財産の取得が直接、本議会に上程した提案理由ということではございません。

それと、長寿命化の関連なんですけれども、本工事につきましては、あくまでも先ほどの文小学校と同じような形になりますけれども、学校から総合教育センターに用途を変更するに当たっての、やはり消防法上の適合の工事であったりとか、部屋の改修工事ということでございますので、直接、例えば外壁の再塗装であったりとか、屋上の再塗装であったり、そういった雨漏り防止であったり、長寿命化に直接付する工事ではなく、あくまでも用途変更を目的とした工事という形になりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大越勇一君） 峯山典明議員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

2番本谷 孝議員。

○2番（本谷 孝君） 2番本谷でございます。質疑をさせていただきます。

先ほどの旧文小学校の工事，それから今回の旧文間小学校の工事ということで，すみません，町民の方からもちっと御意見があったことがあるのですけれども，まず一つ目です。これまでの改修工事等，耐震工事であったり様々な工事があったと思うんですけれども，その償還期間がまだ残っている中で，また新たな工事というような形で，少し違和感を感じていらっしゃる方もおられましたし，私もせっかく工事をするのであれば，やはりその工事内容についてもうちょっと丁寧に，意見を募集したからよいかさういうのではなくて，もう少し丁寧に地域住民の方を含めて，例えば対面していただくとか，そういったことで御意見を募りながら，これ貴重な町有財産ですから，その辺をお願いできなかったのかなということだと思っておるのが一つと。

あと，先ほどもあったのですけれども，災害時の避難所として活用する町有施設ということですので，これもすみません，地域住民の方からもちっと御意見あったのですが，例えば。

○議長（大越勇一君） 本谷議員に申し上げます。請負契約の契約に対する議案ですから，議題外になっちゃうんです，住民の方の意見とかさういうのは。

この契約に対する質疑を行っていただけますか。議題外ですので今の質疑は，最初の質疑も議題外ですから。

○2番（本谷 孝君） 分かりました。工事の契約につきまして，すみません，詳細のところを質疑させていただきます。

災害のときの避難所として活用するということがありますので，その用途変更の工事の中に，例えばですけれども外から見える大きな時計，これが時間が合っていないということもあったりしますので，そういった工事も含まれるのでしょうか。

それから，正面の校門以外に南側に出入口があったのですけれども，今，塞がれてしまっておりまして，地域住民の方，十数軒あるのですが，そちらからのほうが避難する際には近いということで，そちらの出入口，そちらのほうの工事の分は含まれていないのでしょうか。念のため御確認です。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは，工事のほうの内容につきましては，住民説明会を行うときにも説明をさせていただいておりますが，小学校の校舎については必要最小限のものということで，可燃の素材を使っていたりとか，今度新しく公共施設で使う場合

にはそれをそのまま使うことができないということで、排煙窓をつけたりとか、可燃の壁については壊すとか、そういうことにつきましては住民説明会のほうでも説明はさせていただいております。

今回、避難所のほうの使用につきましては、基本的には3階のところを使わせていただくわけなのですけれども、実際避難するときには、文間小学校のほうの裏側の門につきましても当然そこは開いて避難しやすいような手はずは整えたいとは思いますが、その部分の工事という部分については今回は入っておりませんので、あくまでも教育センターとか地域の住民の方がお使いできるような形にするというのが目的でございますので、その辺御理解をいただければと思います。

○議長（大越勇一君） 本谷議員，2回目の質疑はないですか。

本谷議員。

○2番（本谷 孝君） それでは、あくまでもその建物、校舎に対しての工事ということで、それ以外は工事ではなく、臨機応変に門の開閉はしていただけるということですね。分かりました。

用途の変更ということであるので、そういったことを理由に工事をしなければいけないということなのですが、総合教育センターのことにつきましても詳細が詳しく、私を含めてちょっと理解できていないところもあるのですが、ここは通常、職員の方、失礼しました、工事の請負の件ですね。

工事の件につきましては、工事の期間が令和7年3月31日までということなのですが、スタートに関しましては、請負される企業との約束はどうなっておるのでしょうか。今、実は利根中学校の体育館のところの工事がお盆のときにまだ始まっていないなんていうこともありましたので、その辺がどうなっているかというところがちょっと気になるので、すみません、教えてください。

○議長（大越勇一君） 木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 先ほど議案の補足説明で御説明しましたとおり、実際に今は契約は仮契約の段階でございますので、今議会で議決をいただいた後に、明日から工事期間という形になります。実際に明日からという形にはなるんですけれども、明日からいきなり工事が始まるというわけではございませんで、その前に契約の締結業者のほうから工事の計画書が上がってきて、その工事計画書に基づいて工事のほうを進めていくと。また、附帯して、補正予算の補足説明でも御説明しましたけれども、旧文間小学校につきましてはWi-Fi環境の整備であったりとかという附帯工事、別契約の工事もございますので、その本工事の進捗に合わせながら、3月31日までの工期内に工事が完了するような形で、こちらとしても進めてまいりたいと。

先ほどの旧文小学校の工事もそうなんですけれども、両工事には工事の管理の委託契約が入りますので、設計会社のほうが進捗につきましては随時管理しながら工事が適正に行

われるような形で見守っていくという形になります。

以上です。

○議長（大越勇一君） 本谷 孝議員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

6 番新井邦弘議員。

○6 番（新井邦弘君） 議案第62号で工事の概要の部分なのですが、本当に単純な質問なんですけど、先ほどの議案第61号の文小学校の電気設備工事一式で、文間小学校だけ動力設備工事というのが入っているんです。文小学校はその項目が入ってないのですが、その違いというのはどういうことなのかなとちょっと疑問に思いまして、文小学校はそれ以前に動力設備は工事をやっているのかなと、そういうふうに思ったので、その違いを説明していただければと。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質疑に対する答弁を求めます。

木村財政課長。

○財政課長（木村宜孝君） 旧文小学校と旧文間小学校の工事の違いなんですけれども、実際には旧文小学校のほうが健康増進施設という形で改修のほうを行います。旧文間小学校につきましては総合教育センターという形で入るんですけれども、この電気設備工事につきましては、総合教育センターという性格上、コンセントの増設工事であったりとか、そういったものが別途かかるような形になりまして、電源のケーブル敷設とかが別途かかるというような形になります。ここの部分で、動力設備工事で、動力設備ケーブルの敷設という形で入ってくるのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大越勇一君） 新井邦弘議員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから、議案第62号 工事請負契約の締結について（令和6年度旧文間小学校改修工事）を採決します。

採決は、採決システムにより行います。

原案を可決することについて、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（大越勇一君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第22，諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし，補足説明を求めます。

大津住民課長。

〔住民課長大津聖二君登壇〕

○住民課長（大津聖二君） それでは，諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について補足して御説明いたします。

まず，提案理由でございますが，人権擁護委員法第6条第3項の規定により，議会の意見を聞くため提案するものでございます。

諮問の内容でございますが，人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので，議会の意見を求める。

氏名，福田澄子。住所，生年月日については，記載のとおりでございます。

なお，今回の推薦につきましては，同委員の任期が令和6年12月31日で満了となるため，再度人権擁護委員として推薦するものでございます。経歴等につきましては，参考資料を御参照いただきたいと思います。

説明は以上です。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

諮問第2号は議案調査のため本日は説明のみにとどめ，今定例会最終日の9月18日に質疑，討論，採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 日程第23，請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については，タブレットに掲載した請願文書表のとおり，厚生文教常任委員会に付託することとします。

なお，厚生文教常任委員会の日程は，タブレットに掲載したとおりです。

十分なる審査の上，今定例会最終日の9月18日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第24，請願第2号 利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願を議題とします。

お諮りします。

本案については、タブレットに掲載した請願文書表のとおり、議長を除く議員全員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認めます。したがって、この請願は議長を除く議員全員で構成する請願審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、請願審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩します。

午後２時１５分休憩

---

午後２時１９分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願審査特別委員会の正副委員長の互選結果を報告いたします。

請願審査特別委員会、委員長、山崎誠一郎議員、副委員長、井原正光議員、以上です。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

請願審査特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔請願審査特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○請願審査特別委員長（山崎誠一郎君） 山崎でございます。利根町が利根町立木に所有する農林業近代化施設に関する請願における特別委員会の委員長を拝命いたしました。

町有財産ということで非常に貴重なものでございますので、しっかりと特別委員会の場で審査をしまして報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

請願審査特別委員会の日程は、タブレットに掲載したとおりです。

十分なる審査の上、今定例会最終日の９月１８日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

---

○議長（大越勇一君） 日程第２５、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日９月３日は議案調査のため、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回の本会議は， 9月4日午前10時から開きます。

本日は，これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 2 1 分散会